

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のこと、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が5,000カ所、長崎県では70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成28年の第12週は3月21日から3月27日までの週です。長崎県は15.30で、前週の18.94より減少していますが、警報レベル解除となる「10」を下回っていないので引き続き今後の動向に注意が必要です。長崎市は21.29と、これも前週を若干下回っています。

長崎県全体、長崎市ともにピークを過ぎて1ヶ月以上を経過していますが、減少の推移は非常に緩やかで、引き続き動向に注意が必要です。十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、筋肉痛・関節痛がみられたら早めに医療機関を受診してください。

